

【働くものと県民のための静岡県労働研究所】

1月18日(金) 18:30~20:30

会場：静岡県評会議室

第83回定例研究会

だれでも参加できます

静岡銀行における (新)派遣法への対応策

報告者：鍋田敏子 氏(金融労連)

これからの企画

第51回浜松支所所員会議

・日時...1月24日(木)
18:30~

・会場...西部地区労連

就労相談交流会

・日時...2月9日(土)
13:00~

・会場... 県評会議室

第84回定例研究会

・日時...2月15日(金)
18:30~20:30

・会場... 県評会議室



【派遣法改定で変わる銀行職場の実態】

労働者派遣法が改定され、2012年10月1日から施行されています。法律の目的に「派遣労働者の保護・雇用の安定」が明記されました。しかし、当初の“目玉”であった「登録型派遣・製造業派遣の禁止」が削除され、骨抜き改定になってしまいました。

それでも以下のような改定が行なわれました。

- ・グループ企業内派遣(専ら派遣)について8割規制を導入(グループ外への派遣が2割以上必要)
- ・雇用期間通算1年以上の有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換が「努力義務」化
- ・派遣先の労働者との賃金の「均衡」の考慮
- ・派遣料金のマージン率の公開、派遣料金の明示を義務化
- ・雇入れ時の賃金・待遇などの説明義務化

これらの改定内容について、静岡銀行の職場で、どのような変更が行なわれているか報告して頂きます。

連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 コハラサウスサイドビル7F
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>